

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスとは持続的な企業価値向上を実現するための仕組みであり、これを機能させることと考えております。経営の規律を確保しつつも、捨てる覚悟と変革への意思を持った経営が更なる企業価値向上に繋がると考えており、これを実現することを目的にガバナンス体制を整備しております。

中長期的な企業価値向上には株主・投資家、お客さま、取引先、従業員、地域社会等、全てのステークホルダーとの信頼関係が不可欠であり、経営理念に基づき双方向のコミュニケーションを心掛けております。株主・投資家の皆さまとの建設的な対話に関してはトップを含め役員が積極的に対応、IR担当部署を窓口として個別面談に対応させていただく等、体制を整備しております。株主・投資家との対話を通じて得た有用なご意見は取締役会等で社内共有し、議論しております。

< 経営理念 >

(1) 地域社会に対する貢献

環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客さまのより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。また、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

(2) 企業の持続的成長を目指す

地域社会に貢献し、お客さまを増やすことが経営基盤をさらに強固なものとする考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の長期的向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努めます。

(3) 人的資源の尊重

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけしており、お客さまに密着したきめ細かいサービスを行うため社員の能力を最大限に発揮できるような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指します。

当社は経営理念に基づく中長期的な企業価値向上を実現させるための枠組みと運営方針を「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(「ガイドライン」)の中で定めております(添付をご参照ください)。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1】(最高経営責任者等の後継者計画)

【補充原則4-3】(CEO選解任のための客観性・適時性・透明性ある手続)

最高経営責任者(CEO)の選任はESG経営推進委員会が取締役会に候補者を提案し、その提案理由を説明、取締役会で審議のうえ承認することとしております。後継者計画の策定・運用も含めた選解任プロセスの整備は引き続き重要な検討課題としております。後継者計画(育成を含む)の制度基準や取締役候補者の選任方針等はESG経営推進委員会(後述)でさらに検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】(政策保有株式)

当社はいち早く、2017年3月期から政策保有株式に関する見直しに着手し、2022年1月末までに被保有分(他社が保有する当社株式)を含む全ての政策保有株式を撤廃いたしました。

当社が保有する他社の株式(政策保有株式)の撤廃

2017年3月期に政策保有株式見直しに着手、2018年3月期は保有残高が大きかった金融機関を中心に政策保有株式解消を開始しました。2021年3月期からは当社エネルギー事業との関連が強いガス機器関連株式も見直し対象に加え、2022年1月末までに当社が保有する全政策保有株式を撤廃いたしました。2018年3月期から2022年3月期までの5年間で売却した当社保有の政策保有株式は18銘柄です。

他社が保有する当社株式(政策保有株式)の撤廃

他社(取引先)が政策目的で保有する当社株式についても当社から積極的に働きかけ、取引先から当社方針へ賛同いただき、保有解消を進めていただきました。金融機関等の取引先から解消開始、2021年3月期からはガス機器メーカーにも売却を進めていただき、2022年1月末までに政策保有株式として他社が保有する当社株式全てを撤廃いたしました。

2018年3月期から2022年3月期までの5年間で当社発行済株式の約3分の1に相当する約36百万株(1)が市場で売却され、流通株式(2)の比率が20%超上昇しました。

(1)当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当該株数は分割後ベース、自己株式を除きます。

(2)「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について(第二次制度改正事項)」定義見直し後の流通株式です。

政策保有株式に関する方針は「ガイドライン」第7条(政策保有株式)をご覧ください。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社と役員との間の取引はございません。

関連当事者間の取引に関する方針については、「ガイドライン」第10条(関連当事者間の取引)をご覧ください。

【原則2-3】(社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題)

【補充原則2-3】(サステナビリティを巡る課題への対応)

当社の使命はエネルギーを通じた地域社会への貢献です。中長期的な企業価値向上に向け、広く地域社会にエネルギー最適利用の仕組みを提供し、お客さまに安心・安全・安定的にエネルギーを提供しながら、社会・環境問題等のサステナビリティの課題を解決していく方針です。

サステナビリティ、ESG経営の観点を踏まえた中長期経営戦略・経営計画、ESG経営の取り組みの進捗と課題等については取締役会の諮問委員会であるESG経営推進委員会で議論し、その内容は取締役会に報告され、最終的な取り組み方針を決定しております。

当社グループではサステナビリティの課題を解決しながら中長期的な企業価値向上とCO2削減に向け、下記の取り組み等を進めてまいります。

1) エネルギーソリューション: 各家庭、地域コミュニティに対する最適なエネルギー利用提案へと事業を進化。ガスと電気をセットでお客さまにご提供した上でハイブリッド給湯器や、太陽光発電、蓄電池、EV充電器等の分散型エネルギー源(DER)を各家庭に普及させ、広く、コミュニティ全体にとって最適、かつレジリエントなエネルギー利用を実現する。

2) インフラのシェアリング(プラットフォーム事業): DXによる自社の高効率なオペレーションの仕組み、インフラや人材等を業界全体でシェアリングする。当社のLPガス充填・配送オペレーションは他社比でコストとCO2排出量を半減。これを業界全体でシェアリングし、業界全体のCO2排出を半減する。スペース蛍(ガスマートメーター)は人による検針作業を代替するとともに、ポンベの残量をリアルタイムで把握できるため配送効率化にも繋がり、労働力不足に貢献する。

中長期的な企業価値に大きく影響を与える課題については取締役会での決議を経て下記の5つの項目を重要課題(マテリアリティ)として設定し、各々に対する取り組みを強化しております。

当社グループのマテリアリティ: 「脱炭素社会への対応」、「公正・公平な社会の構築」、「地域社会の基盤づくり」、「人材の育成とダイバーシティ推進」、「ガバナンスの強化」

(それぞれの課題に関連するリスクおよび機会は「2021-2022年 統合報告書」で開示しております)

これらの取り組みに関する情報開示の内容や状況は、下記【原則3-1】(適切な情報開示と透明性の確保)をご覧ください。

【原則2-4】(女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保)

【補充原則2-4】(中核人材の登用等における多様性の確保)

多様化する地域社会のニーズに対応し、企業価値向上や会社の持続的な成長を実現するには、様々なバックグラウンドや考えを持った従業員の一人ひとりが主体的に考え挑戦すること、それぞれの視点で議論を深め、互いに補充しながら会社を進化させることが重要と考えております。この考えのもと、性別、年齢、国籍、新卒・中途、学歴等、異なる経験・技能・属性を持つ個人が、それぞれの特性を活かし、意欲を持って個人の能力と個性を最大限発揮できる環境の整備に注力しております。中核人材の登用等は、一人ひとりの挑戦する意欲、能力、実績を公正に評価し、その評価に基づく上級職への登用を行っております。

(1) 女性の活躍促進:

性別を理由とする活躍機会の制限は企業価値の向上を妨げるものと考えております。当社は女性の活躍を推進しております。LPガスポンベという重いものを運ぶ事業が主軸であったため、全体として男性比率が高い状態にありますが、新都市ガスや電気事業等、当社業務の拡大とDXによる作業の効率化に伴い、営業、ガスの保安検査員、配送員、工場作業員等、従前よりも多様な場での女性の活躍が進んでおります。管理部門においても人事部長、経理部長(共に執行役員)をはじめ、女性の活躍が徐々に拡大しております(本社管理職における女性比率は20%)。2023年3月末現在、当社グループ全体の女性従業員比率(嘱託・パート含)は約21%、女性管理職比率は約4%です。指標と目標を定め、女性キャリア研修等を通じて自己啓発・スキル向上等の人材育成と、配置等を工夫し女性の活躍を促進しながら、能力のある女性の登用を進めております。

指標	目標	実績(2023年3月末)
管理職に占める女性の割合	2026年3月までに10.0%	約4%
女性従業員比率	2026年3月までに23.0%	約21%

(2) 外国籍の方の活躍:

当社の外国籍の従業員は2023年3月末で8名です。地域社会の多様化(外国籍の方々の増加等)、海外企業との連携の拡大を踏まえ、当社は外国籍の方の活躍機会の拡充、能力に応じた管理職への登用を進めてまいります。

(3) 中途採用の方の活躍:

当社の管理職のうち中途採用者の比率は約52%です(2023年3月末時点)。スキルや能力を持ち、企業価値向上に向けて挑戦する意向のある方を積極的に採用しております。中途採用人材の活躍に向け、スキルや能力に応じた上級職への登用や中途採用営業員向けの資格・技術習得サポート等を行っております。

従業員の一人ひとりが能力や生活スタイル、個々の人生の目的・ステージに合わせて柔軟に働き自らの価値を最大限引き出せるよう、多様な働き方を導入しております。時短勤務、フレックス制度、時間単位有給取得制度や副業制度、産休・育休制度、リモートワーク等、柔軟な働き方を導入しております。2023年3月期の男性従業員の育児休業取得率は36.1%です。2026年3月までの目標値を50.0%と設定しております。個人の能力と個性を最大限発揮できる環境を整備し、当社の企業価値向上に繋げていきます。

これらの取り組みに関する情報開示の状況は、下記【原則3-1】(適切な情報開示と透明性の確保)をご覧ください。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は企業年金制度を採用しておらず企業年金のアセットオーナーには該当いたしません。企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮に関する方針は「ガイドライン」第11条(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)をご覧ください。

【原則3-1】(適切な情報開示と透明性の確保)

【補充原則3-1】(サステナビリティへの取組み、人的資本等への投資の情報開示)

当社では、以下の通り開示することによって主体的な情報発信を行っております。

(1) 経営理念、経営戦略および経営計画は、当社ホームページ、統合報告書、株主総会関連資料、事業説明会等で開示、説明しております。

・経営理念: 当社ホームページ内の「経営理念」ページ(URL: <https://www.nichigas.co.jp/corporate/philosophy>)

・経営戦略および経営計画:当社ホームページ内の「社長メッセージ」(URL:<https://www.nichigas.co.jp/corporate/message>)

・統合報告書(URL:<https://www.nichigas.co.jp/ir/library/integrated-report>)

・事業説明会動画(URL:<https://www.nichigas.co.jp/ir/library/meeting>)

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針は、上記1.「基本的な考え方」および「ガイドライン」をご覧ください。

(3)「ガイドライン」第22条(取締役等の報酬決定の方針・手続)をご覧ください。

(4)「ガイドライン」第21条(取締役等の選解任の方針・手続)をご覧ください。

(5)個々の取締役・監査役候補者、社外取締役候補者および社外監査役候補者の略歴および選任理由は、「株主総会招集ご通知」にて開示しております。

「第69回定時株主総会招集ご通知」については、当社ホームページの株式情報(URL:<https://www.nichigas.co.jp/ir/stock/meeting>)内に掲載しております。

TCFD等の地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適切な取引、自然災害等への危機管理、人的資本等への投資、多様性の確保等、サステナビリティに関する各取り組みについて情報開示を進めております。

○気候変動への取り組み(TCFD等)

当社は気候変動に関する課題を持続的な成長に向けた重要な経営課題と認識し、気候変動に関する財務情報の開示を積極的に進め、ラストマイルを担う企業としての立場からCO2削減の取り組みを強化しております。お客さま先のエネルギー最適利用を提案するエネルギーソリューションへとビジネスモデルを進化させるとともに他社とのパートナーシップによる共創で業界全体のCO2排出量を削減し、中長期的企業価値の向上と2050年までのCO2排出ネットゼロを目指します。

当社は気候変動に関する取り組みを、TCFDの枠組みに基づいてお伝えしております。「2021-2022年統合報告書」では、シナリオ分析を踏まえて事業環境の変化によるリスク・機会を特定し、企業価値を向上しながら気候変動に対応するための戦略を開示しております。2023年3月にはTCFDへの賛同を表明しました。

○人権の尊重

当社は、人権の尊重は中長期的な事業の継続や成長に不可欠であるという認識の下、国際人権章典、国連のビジネスと人権に関する指導原則、グローバルコンパクトの人権に関する原則等の規範を踏まえ、バリューチェーン上の各ステークホルダーの人権に配慮した経営を行っております。各ステークホルダーに対する人権課題への取り組みの詳細については、統合報告書等にて随時開示しております。

○人的資本等への投資

当社の中長期的な企業価値向上の原動力となるのは、内部・外部環境の変化に対応し新たな取り組みに挑戦し続けるグループ全従業員一人ひとりの力です。当社グループは脱炭素社会や地域分散型社会への移行等のエネルギー業界の変化を見据え、従来のガスや電気を仕入れて販売するという事業モデルから エネルギーソリューションを通じた新たな地域社会への貢献、DXによる高効率インフラの業界全体でのシェアリングを目指します(NICIGAS3.0)。この新たな挑戦に向け、グループ全体として新たなスキルを確保して人的資本を最大化し、企業価値の最大化に繋げていきます。

当社グループは、エネルギーの最適利用/ソリューションの提案力、プラットフォーム/BtoB営業力、DX/デジタルの更なる専門性に重点を置きます。そしてこれらのスキルを、1)人材の再配置、2)外部との連携、3)再教育(リスキリング)の各取り組みにより確保します。人材戦略の設計や実施状況についてはESG経営推進委員会で議論し、取締役会で承認。取り組みの詳細については統合報告書等にて随時開示しております。

○多様性の確保

多様性の確保についての考え方、測定可能な目標、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針とその実施状況について情報開示を進めております。これらの取り組み詳細は【原則2-4】(女性の活躍促進を含む社内での多様性の確保)、【補充原則2-4】(中核人材の登用等における多様性の確保)、統合報告書等にて随時開示しております。

【補充原則4-1】(取締役会の役割・責務)

「ガイドライン」第15条(取締役会の役割・責務)をご覧ください。

【補充原則4-2】(取締役会の役割・責務)

当社はサステナビリティに関する取り組みをESG経営推進委員会(後述)で議論し、取締役会で基本方針を策定しております。詳細な取り組み内容は統合報告書、ESG説明会やIR面談でご説明しております。取締役会では中長期的な企業価値向上に向けた経営資源の配分や事業戦略の策定、実行状況を監督しております。

【補充原則4-3】(取締役会の役割・責務)

当社は内部統制システム委員会を中心とし、その下部組織に、グループリスク管理委員会、グループコンプライアンス委員会、情報開示委員会および内部統制ワーキンググループを編制し、グループ全体を含めた内部統制体制およびリスク管理体制を構築しております。法務部は社外を含む取締役、監査役から日常的に内部統制システムの整備・運用に係る助言・指導を受けながら内部統制システムを整備・運用しております。また整備・運用の状況に関して定期的に取締役会に報告しております。内部監査部門である監査室は取締役会(監査役を含む)に内部統制システムの整備・運用状況に関する内部監査の状況を適時かつ適確に報告することで取締役会が内部統制体制を監督できる仕組みを構築しております。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

当社の取締役6名のうち2名(3分の1)が独立社外取締役です。当社は社外取締役が会社から独立した立場で各自の専門性や経験を活かして取締役会に意見を述べ、議論を活性化させることは、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営において重要と考えております。当社の2名の社外取締役は当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与する役割・責務を果たす資質を十分に備えており、取締役会における議論の活性化に繋がっております。社外取締役の経歴やスキルは「第69回定時株主総会招集ご通知」(URL:<https://www.nichigas.co.jp/ir/stock/meeting>)内に掲載しております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

社外役員の独立性の判断基準は東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しております。当社は取締役会で活発な討議がなされることを重視しております。商法、会社法、金融関係の法律に深い知識を有するほか株主との対話を専門的に研究している山田剛志氏、事業会社における人事労務、人材戦略策定等CHROとしての経験を持つ里中恵理子氏の2名を独立社外取締役として選任しております。さらに公認会計士で会計・財務に関する高い見識を持ち、経営経験を有し、監査業務の経験が豊富である中嶋克久氏、加えて、野村不動産ホールディングスおよび野村不動産で主に財務担当部門の取締役、野村不動産ホールディングス等で取締役(監査等委員)、監査役を務め、執行と監査両面の役員経験を有する折原隆夫氏を独立社外監査役として選任しております。

【補充原則4-10】(独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会の設置)

当社は、取締役会の諮問機関として、社外役員が構成員の過半数を占め、かつ委員長が社外役員となるESG経営推進委員会を設置しております。

す。同委員会は、経営トップや幹部の指名及び報酬についての取締役会からの諮問に答申する役割を担っております。

- ・最高経営責任者（CEO）等の指名や後継者計画（プランニング）についてもさらに議論を進めてまいります。
- ・本委員会は社外取締役2名（山田剛志氏、里中恵理子氏）、社内取締役2名（代表取締役社長執行役員 柏谷邦彦氏、代表取締役専務執行役員 渡辺大乘氏）、社外監査役1名（折原隆夫氏）の5名で構成されております。過半数が社外役員であるとともに社外取締役（山田剛志氏）が委員長を務めていることより、本委員会は独立性を有していると判断しております。
- ・本委員会は取締役会の諮問に基づき次の事項を審議し、取締役会からの諮問に答申します。
 - 1 取締役、執行役員および部長職以上の重要人事案
 - 2 経営トップ候補者の選定に関わる事項
 - 3 取締役・執行役員の報酬および報酬制度
 - 4 持続的成長に向けたガバナンス強化に関する事項（ガバナンス体制等）
 - 5 当社グループのESG推進に関する方針、戦略、計画および施策に関する基本事項
 - 6 脱炭素等、サステナビリティを考慮した事業活動に関する事項
 - 7 社会貢献に資する事業活動に関する事項
 - 8 その他取締役会からの諮問事項

【補充原則4-11- 】（取締役会および監査役会の構成についての考え方）

取締役会出席者の44％は社外役員（監査役含む）です。機動的な全社経営戦略の決定と業務執行の監督に必要なスキル（豊富な経験、高い見識、専門性等）を有する人材を取締役および監査役に配置し、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

スキルマトリクスの項目は、当社の中長期的な企業価値向上に必要なスキルを随時見直し反映しております。独立社外取締役は他社での経営経験を有する者を含んでおります。

取締役、監査役のスキルマトリクス			主なスキル	その他スキル				
	性別	次世代への経営変革	業界経験	DX戦略・テクノロジー	財務・会計、法務・リスク管理	環境（脱炭素に向けた取り組み）	社会（人材戦略）	ガバナンス
社内5名、社外4名								
取締役会長執行役員	和田 眞治	男性						
代表取締役社長執行役員	柏谷 邦彦	男性						
代表取締役専務執行役員	渡辺 大乘	男性						
代表取締役専務執行役員	吉田 恵一	男性						
取締役（社外）	山田 剛志	男性						
取締役（社外）	里中 恵理子	女性						
常勤監査役	真中 健治	男性						
監査役（社外）	中嶋 克久	男性						
監査役（社外）	折原 隆夫	男性						

取締役会の役割・責務は「ガイドライン」第15条（取締役会の役割・責務）をご覧ください。

【補充原則4-11- 】（取締役、監査役の兼任状況）

取締役・監査役の他の上場企業の役員との兼務状況は株主総会招集ご通知や有価証券報告書等で開示しております。兼務先の数は合理的な範囲に留まっており、当社の役員としての責務を果たす上で問題とならないと判断しております。

【補充原則4-11- 】（取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要）

- 2023年3月期の各取締役の評価：独立した第三者たる有識者（評価者）から「取締役としての基準に達している」との評価を受けました。
- 2023年3月期の取締役会の実効性評価：第三者（三菱UFJ信託銀行）の関与を得て社内・社外役員両方へアンケートを行う方式で評価を実施した結果、「取締役会はコーポレートガバナンス・コードに則り全体として実効性があった」との評価を得ました。特に下記の点が評価されました。
 - ・機関投資家をはじめとするステークホルダーとのコミュニケーションが十分図れ、その内容が適切に取締役会にフィードバックされていること
 - ・DXを通じたビジネスモデルの変革の取り組み状況について適切に報告がなされていること
 - ・取締役会において忌憚のない議論ができていていること

取締役会の実効性をさらに強化するためには下記に対応いただきたいとの意見がありました。

- ・リスクの特定・分析等の取り組みを高度化し、取締役会がリスクテイクを後押しできる体制を整備すること
- ・ESG経営推進委員会において指名・報酬に関する議論を更に深め、取締役会にその内容を共有すること
- ・ESG経営推進委員会において当社の取締役・監査役に求めるスキルや役割・経験に関する議論を更に深め、取締役会にその内容を共有すること
- ・人材戦略（中核人材の登用等における多様性等）について取締役会で十分に審議・議論すること

取締役会実効性評価の方針は「ガイドライン」第24条（取締役会の実効性の評価）をご覧ください。

【補充原則4-13- 】(情報入手と支援体制)

内部監査部門である監査室は取締役会および監査役会に対し、当社グループの内部統制体制および内部監査計画に基づき実施したリスク管理に関する監査結果、課題事項、指摘事項の改善状況を、直接報告する仕組みを構築し、取締役会および監査役会との連携を確保いたします。監査役会では監査室の報告に基づき取締役の職務執行状況について総合的な評価を行い、取締役会に対し、評価の結果を報告しております。監査の実効性に関しては、監査室は、社外を含む監査役と協議の場を設け、監査結果に関する監査項目や監査手法、フォローアップ監査の状況等について必要な協議等を行い、適時に監査方針を決定することで監査の実効性を確保する連携体制とその仕組みを構築しております。当社は社外役員に対し、取締役会のほか、経営会議、ESG経営推進委員会、グループ執行役員会議等の会議資料や議事録を適時、提供しております。取締役会の開催前には適宜、担当役員やプロジェクト責任者から社外役員に対し、取締役会の議題に係る説明を行い、取締役会での議論の活発化を図っております。加えて社外役員との連絡・調整にあたる者を選任し、社外役員に必要な情報を適時提供しております。

【補充原則4-14 】(取締役、監査役のトレーニング方針)

「ガイドライン」第26条(取締役、監査役のトレーニング方針)をご覧ください。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は持続的かつ中長期的な企業価値の向上には株主・投資家の皆さまとの建設的な対話が重要であると認識し、社内体制を整備し、様々な対話の機会を設定しております。

- ・代表取締役社長執行役員を含め各役員が積極的に対応し、IR担当部署を窓口として年間約300回の個別面談に対応しております。
- ・海外投資家との個別の面談では大半の場合、通訳を介さず直接英語で面談を行っております。加えて重要な情報について、その内容をできる限り迅速に英語に翻訳して開示することで、国内外の投資家に対して公平な情報開示を行うよう、努めております。
- ・会社の内情を理解した役員、IR担当が通訳を介してではなく直接コミュニケーションを図ることで対話が深まると考えております。直接英語でコミュニケーションできないことが面談に繋がらない理由となることもあり、通訳を介さない英語面談は対話機会の増加にも繋がっております。加えて直接対話した海外株主のご意見を経営幹部や取締役会に適宜報告し、当社経営を進化させております。
- ・個別面談等において株主との対話を通じて得た有用なご意見は、経営会議や取締役会に適切に共有し議論しております。
- ・説明会：決算発表当日に電話会議形式で決算説明会を実施。専務執行役員コーポレート本部長がご説明し、投資家の皆さまからのご質問に回答しております。そのほか原則年2回事業説明会を開催し、代表取締役社長執行役員を含めた複数の役員が登壇し、中長期的な事業戦略やESGの取り組み等についてご説明しております。説明会の模様は当社ホームページ内の「説明会動画」(URL: <https://www.nichigas.co.jp/ir/library/meeting>)で開示しております。2023年3月期は、2022年5月と11月に事業説明会を行いました。2023年4月の事業説明会では専務執行役員コーポレート本部長から決算、3ヶ年計画、資本政策について、代表取締役社長執行役員から当社グループの組織再編の目的をご説明しました。
- ・ESGやサステナビリティに関する当社方針等は統合報告書をベースに株主・投資家の皆さまとの対話を強化しております。

今後、社内取締役に加え社外取締役や社外監査役の考えの発信を進める等、株主との更なる建設的な対話に向けた社内体制を整備していく方針です。株主との建設的な対話に関する方針は「ガイドライン」第27条(株主との対話)をご覧ください。

【補充原則5-2 】(経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社はROEを高めるため、ROICを向上させながら「不必要な株主資本はお預かりしない」資本政策を徹底しております。これまでと同様、全体の資産規模を大きく増やさずLPガスやIT関連の高収益資産を積み上げながら自己資本比率の最適化を進め、2026年3月期にROE22%を目指します。適切な水準以上の不必要な株主資本を持たないことで、ROICの向上を、最大限、ROEの向上に繋げる方針です。グループ再編で将来の企業体の在り方が決まったことから、有利子負債の調達能力を検証し、最適な自己資本比率を定め、2023年3月期の48%から2026年3月期に40%まで引き下げることを計画しております。

獲得したキャッシュフローの配分に関しては、株主に対して高いレベルで還元することと高収益資産への成長投資を同様に重視し、この二つを両立させております。2024年3月期～2026年3月期の3年間のキャッシュイン(営業キャッシュフローと借入調達の増加によるキャッシュの獲得)として、860億円を見込んでおり、このキャッシュから、成長投資に385億、株主への還元に475億円を振り向ける方針です。

経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略実行の監督は、取締役会がその役割を担っております。その内容は統合報告書等に記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	19,455,300	16.89
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	11,342,600	9.85
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,265,991	4.57
東京電力エナジーパートナー株式会社	4,380,000	3.80
株式会社かんぽ生命保険	3,550,000	3.08
日本生命保険相互会社	2,186,760	1.90
GOVERNMENT OF NORWAY	2,052,700	1.78
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1,491,700	1.29
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,403,918	1.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・75844口)	1,357,986	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

上記の大株主の状況は2023年3月末現在です。当社は自己株式1,399,091株を保有しており、上記大株主から除いております。自己株式には「役員報酬BIP信託」導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)所有の当社株式1,357,986株を含んでおりません。また持株比率(%)は、当該自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山田 剛志	弁護士													
里中 恵理子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

山田 剛志		<p>< 社外取締役として選任する理由 > 山田剛志氏は、弁護士資格を持ち、商法、会社法、金融関係の法律に深い知識を有することに加えて、企業と株主の対話の在り方を専門的に研究しております。同氏は企業経営に直接関与した経験はありませんが、これらの知見が投資家の視点を踏まえた経営、ガバナンス、リスク管理に寄与すると考え、選任しております。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 > その経歴より一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。</p>
里中 恵理子		<p>< 社外取締役として選任する理由 > 里中恵理子氏は、日産自動車にて人事やダイバーシティ推進を経験、その後ベネッセホールディングスにて人材育成戦略や役員報酬制度設計を主導。現在はアバントグループのCHROとして全社人材戦略を指揮。この経験が次世代人材の採用、育成、ダイバーシティ推進等に寄与すると考え、選任しております。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 > その経歴より一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	ESG経営推進委員会	5	0	2	2	1	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	ESG経営推進委員会	5	0	2	2	1	0	社外取 締役

補足説明

なし。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は独立社外監査役2名を含む3名で構成されております。監査役会は取締役会に先立ち毎月開催されるほか、必要に応じて開催しております。監査役会は会計監査人、内部監査部門である監査室および子会社の監査役等との三様監査会議を四半期ごとに開催し、緊密な連携を図りながら各監査方針・監査計画・監査重点項目等に関する協議や各監査実施状況等に関する情報交換等を行い、有効かつ効率的な監査を実施しております。

常勤監査役は内部統制システム委員会(グループリスク管理委員会、グループコンプライアンス委員会等)および重要会議への出席、決裁書類の閲覧等を通じて監査を実施し、効率的な監査遂行のため、監査室と常時情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中嶋 克久	公認会計士													
折原 隆夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中嶋 克久			<p><社外監査役として選任する理由> 中嶋克久氏は、公認会計士としての監査法人勤務、ベンチャーキャピタルおよび預金保険機構への出向経験から企業価値評価、株式価値算定に関する高い専門性を有しております。また、M&A・組織再編コンサルティング会社の経営者として経営に関する高い見識も有しており、監査役として有用な指摘をいただけたと考え選任しております。</p> <p><独立役員に指定した理由> その経歴より、一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。</p>

折原 隆夫		<p>< 社外監査役として選任する理由 > 折原隆夫氏は、野村不動産にて財務、経営企画業務等を経験し、野村不動産ホールディングスおよび野村不動産で主に財務担当部門の取締役として9年間経営に参画。その後、野村不動産ホールディングス等で取締役(監査等委員)、監査役を7年間務めました。これまでの上場企業等での執行と監査両面での役員経験が当社における的確な監査に寄与すると考え、選任しております。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 > その経歴より、一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。</p>
-------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4名
その他独立役員に関する事項	

当社の社外役員の独立性の判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
該当項目に関する補足説明 更新	

当社の取締役・執行役員の報酬は連結営業利益等の業績に連動する基本報酬と株主価値との連動性をより意識した株式報酬により構成し、中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成とします。
社外取締役は適切にその役割を担うため固定の基本報酬のみを支給し、業績に連動する報酬や株式報酬は支給しません。

(1) 基本報酬に関する方針

業績に連動する各取締役・執行役員の個別基本報酬は、各取締役・執行役員に対する独立外部評価者 による評価を基礎として算定します。
独立外部評価者...外部機関による推薦に基づき、経営および役員報酬の算定根拠となる業績評価に高い知見を有すると人事部管掌役員にて判断し、2015年より評価を依頼している2名の大学教授。

<評価の流れ>

- 1.各取締役・執行役員は取り組んだ課題および実績について、事業年度終了後に独立外部評価者と評価面談を実施。
- 2.独立外部評価者が、面談結果をもとに、各取締役・執行役員の役割・責務別に求められる項目ごとに定量評価、定性評価を実施。定量評価は会社全体の営業利益および各役員が評価期間の初めに掲げたKPI達成状況で評価。定性評価は企業価値向上への貢献、方針策定と戦略の浸透、後継者の育成と発掘、専門能力、先見力等の項目により評価。特に過去の慣習や成功体験にとらわれない変革力を重視。
- 3.独立外部評価の結果は、本部長が確認した後、代表取締役社長執行役員および人事部管掌常務執行役員にて独立外部評価に基づき個人別の基本報酬の考え方を決定し、ESG経営推進委員会でその内容を承認。承認された考え方を元に、代表取締役社長執行役員および人事部管掌常務執行役員が協議を行い、最終的に個別の基本報酬を決定。

(2) 非金銭報酬等に関する方針

株式報酬は中長期インセンティブプランとして5事業年度を対象として851百万円かつ690,000株(株式分割後)を上限に取締役・執行役員に株式を付与するもので、取締役・執行役員が株主の皆さまと中長期的に利益価値を共有することを目的としております。本株式報酬は、BIP信託制度を利用し、連結営業利益等の達成度に応じて変動する基本報酬月額および役位係数に基づいてポイントを算出し、取締役・執行役員に毎年付与します。ポイントは在任期間中累積され、当社および株式報酬制度の対象に含まれる全ての当社子会社の取締役・執行役員を退任した時に対象の株式報酬を受け取ることができます。なお当社取締役会の承認を条件として5事業年度ごとに本株式報酬の期間を同期間延長することができます。

(3) 報酬等の割合に関する方針

連結営業利益等の業績に連動する基本報酬と株式報酬の割合は社内規程において役位ごとに定められた役位係数により決定します。

(4) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

上記(1)に記載したプロセスにより決定した取締役・執行役員の個別の報酬は、取締役・執行役員の任期に鑑みて毎年7月に支給する分から反映します。

(5) 報酬等の決定の委任に関する事項

・委任を受ける者の氏名または会社における地位もしくは担当

代表取締役社長執行役員 柏谷 邦彦
人事部管掌常務執行役員 尾作 恵一

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役・執行役員の評価を行うには代表取締役社長執行役員および人事部管掌常務執行役員が適していると判断したためです。

・委任する権限の内容

独立外部評価に基づき報酬決定の考え方についてESG経営推進委員会と取締役会の承認を得た上で、個人別の基本報酬を決定する権限です。

・委任された権限が適切に行使されるための措置の内容

代表取締役社長執行役員および人事部管掌常務執行役員にて独立外部評価に基づき決定した個人別の基本報酬の考え方を、ESG経営推進委員会へ報告し、ESG経営推進委員会での内容を承認するという手順を踏むことにより、委任された権限が適切に行使されるようにします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第61回定時株主総会において年額400百万円以内(内、社外取締役年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず)と決議しております。監査役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第61回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。

2023年3月期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の役員報酬

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	非金銭報酬(株式報酬)	賞与 退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	249	171	77		4
監査役(社外監査役を除く)	14	14			2
社外役員	36	36			5

取締役には、使用人兼取締役はおりません。

上記非金銭報酬の株式報酬は、当事業年度における株式報酬引当金の繰入額であります。

連結報酬等の総額が1億円以上である取締役の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の総額(百万円)	連結報酬等の種類別の額(百万円)	
				基本報酬	非金銭報酬(株式報酬)
和田 眞治	取締役	提出会社	109	74	34

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

上記、【インセンティブ関係】の「該当項目に関する補足説明」をご覧ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員専従スタッフはおりませんが、社外取締役に総務部が、社外監査役に監査室のスタッフがそれぞれサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

現状の体制の概要

1. 業務執行体制

当社は経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に分離することを目的に、経営戦略や経営計画の基本事項等を決定する取締役会のほか、経営会議を設置して業務執行の権限を委譲し、取締役会にて決議した内容を実現するための議論を行っております。また取締役会の機能の独立性・客観性・公正性と説明責任を強化し、取締役会の実効性を確保するための諮問委員会として、ESG経営推進委員会を設置しております。中長期的な事業環境の変化がビジネスモデルに与えるリスクと事業機会をESG(環境・社会・ガバナンス)の観点から整理・共有することにより当社グループのESG経営を推進しております。事業を通じて社会的課題の解決を図るとともに、当社グループの持続的成長の実現と中長期的な企業価値の向上のための活動を実施し、ステークホルダーの期待に応える取り組みを実施してまいります。

取締役会: 独立社外取締役2名を含む6名(取締役会長執行役員 和田眞治氏、代表取締役社長執行役員 柏谷邦彦氏、代表取締役専務執行役員 渡辺大乗氏、同吉田恵一氏、社外取締役 山田剛志氏、同 里中恵理子氏)により構成しております。

経営会議: 業務執行に係る意思決定を行う会議体で会長執行役員、社長執行役員、営業本部、エネルギー事業本部およびコーポレート本部の各本部長および副本部長で構成しております。原則月1回開催し、各部署から業務の状況等を報告(4-5議題/月)したうえで、取締役会で決議した経営計画や戦略の具体的施策を議論・実行することで機動的な業務執行と経営効率を高めております。

2023年3月期からは経営会議の下部組織として投資委員会を設置し、30百万円を超える投資については、取締役会に先立って本委員会で検討しております。また投資後の進捗を適宜モニタリングし、経営会議に定期的に報告しております。

ESG経営推進委員会: 独立社外取締役(山田剛志氏)を委員長、独立社外取締役(里中恵理子氏)、独立社外監査役(折原隆夫氏)および取締役(代表取締役社長執行役員 柏谷邦彦氏、代表取締役専務執行役員 渡辺大乗氏)を委員として5名で構成(過半数は社外取締役または社外監査役)しております。ESG経営の視点を踏まえた長期経営課題やサステナビリティ重点課題、それらに対する具体的な施策と進捗、役員報酬や後継者計画、部長職以上の重要人事等を重点テーマとして議論し、取締役会に報告しております。持続的成長に向けたガバナンス強化に向けた役員報酬や後継者計画(育成を含む)、人事戦略等、議論を深めてまいります。

2. 監査体制

当社の監査役会は常勤監査役1名(真中健治氏)と独立社外監査役2名(中嶋克久氏、折原隆夫氏)の計3名で構成されております。中嶋克久氏は公認会計士で会計・財務に関する高い見識を持ち、経営経験を有し、監査業務の経験が豊富です。折原隆夫氏は野村不動産ホールディングスおよび野村不動産で主に財務担当部門の取締役、野村不動産ホールディングス等で取締役(監査等委員)、監査役を務め、執行と監査両面の役員経験を有しております。

監査役会は取締役会の開催に先立ち定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、積極的に意見表明を行うとともに、取締役、執行役員および各部門長に対する業務執行状況の監査も実施しております。また監査役会は会計監査人および内部監査部門である監査室から監査の実施状況等の報告を受ける等、緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監査しております。

会計監査業務を行った公認会計士の氏名(所属する監査法人、継続監査年数)

朝田潔氏(協立神明監査法人、4年)および岩切靖雅氏(協立神明監査法人、3年)のほか、公認会計士7名が補助者として会計監査業務に関わっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社を採用しております。加えて執行役員制度を導入し、取締役会は経営の意思決定と監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしております。この体制は迅速な意思決定と業務遂行を可能とするとともに、監査役会が監査役の独任制により取締役の職務執行について独自の調査権限を行使することで、より緊張感のある経営が実現できるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2023年6月27日に開催いたしました定時株主総会では、開催の3週間前に招集通知を送りました。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	総会の3週間前に開示いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「日本瓦斯株式会社ディスクロージャーポリシー」を制定し、ステークホルダーの皆さまへの情報開示に係る方針を定めております。「日本瓦斯株式会社ディスクロージャーポリシー」は、ホームページ(URL: https://www.nichigas.co.jp/disclosure)に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	説明会は決算発表当日に電話会議形式で決算説明会を実施し、専務執行役員コーポレート本部長からご説明し、投資家の皆さまからのご質問に回答しております。その他、原則年2回事業説明会を開催し、代表取締役社長執行役員を含む複数の役員が登壇し、事業戦略やESGの取り組みについてご説明しております。2023年4月は決算・事業説明会とし、専務執行役員コーポレート本部長から決算、3ヶ年計画、資本政策について、代表取締役社長執行役員から当社グループの組織再編の目的についてご説明しました。 ・事業説明会: 2022年5月、2022年11月、2023年4月に開催いたしました。説明会の模様は、当社ホームページ「説明会動画」に開示しております。 (URL: https://www.nichigas.co.jp/ir/library/meeting)	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けスモールミーティング(5-10名程度にご参加頂くIRミーティング)を年に複数回実施。Zoom等を通じ、海外投資家に対して、事業戦略やESGの取り組みをご説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算関連資料の他、当社の成長ストーリーやIRニュース、説明会の動画をホームページに掲載しております。 (URL: https://www.nichigas.co.jp/ir)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画/IR部が、窓口となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	日本瓦斯グループ役員行動規範、日本瓦斯グループ職場におけるハラスメント防止策に関する基本方針等で規定するとともに、社内コンプライアンス意識調査の実施やコンプライアンスおよびハラスメントに関する研修等の取り組みを実施しております。ステークホルダーの皆さまとの双方向のコミュニケーションを心掛けております。社内相談窓口や社外相談窓口、監査役窓口を設け、ハラスメントやコンプライアンス違反の相談や通報等を受け付け、早期発見、早期対応につなげております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社のCO2削減は企業価値成長の取り組みのなかで実施します。お客さまにエネルギーを安全・安定的にお届けすることを前提に、企業価値の成長、株主還元の充実を進める方針です。

CO2削減という社会課題に対し、ラストワンマイルでエネルギーをお届けする会社としてオペレーションの各所でCO2削減に取り組みながら、2050年までのCO2ネットゼロ実現を目指してまいります。具体的な取り組みとして、高効率なLPガスの配送、ハイブリッド給湯器や、太陽光発電、蓄電池、EV充電器等のエネルギーソリューション機器の普及、EV自動車等の導入、非化石電源調達等を進め、自社オペレーションとお客さま先の双方におけるCO2排出量削減を図ります。

上記の取り組みは2030年までを目途としたCO2排出量削減目標を設定し、対応しております。

LPガス業界のCO2排出量(LPG託送による)約 50%
LPガスのオペレーションにおいて、当社がデータをつないで実現した高効率な充填・配送オペレーションでCO2排出量を半減します。さらに当社は自社のCO2を削減するだけでなく、他のLPガス事業者(パートナー)にも当社のLPガス配送の仕組みを「LPG託送」としてご利用いただき、業界全体のCO2排出量の削減を目指します。

世帯あたりCO2排出量 約 50%
当社はこれからはガスと電気セットでのご提供を大前提に世帯あたりCO2排出量を削減します。高効率なLPガスの配送、ハイブリッド給湯器や、太陽光発電、蓄電池、EV充電器等のエネルギーソリューション機器の普及、CO2排出量実質ゼロの電気メニューの提供、非化石電源調達により、ガスと電気をセットでご契約のお客さま世帯あたりCO2を半減してまいります。

削減貢献量 約145万t-CO2(2030年時点)
高効率なLPガスの配送、ハイブリッド給湯器や、太陽光発電、蓄電池、EV充電器等のエネルギーソリューション機器の普及、CO2排出量実質ゼロの電気メニューの提供、非化石電源調達等の各削減施策の実施により、2030年時点でCO2を約145万t削減します(従来比)。

エネルギーソリューションの提供拡大、新技術の導入でCO2ネットゼロを実現してまいります。カーボンニュートラルやTCFD等の社会課題の解決を通じて、企業価値の更なる向上を目指します。

<CO2ネットゼロの実現に向けた事業戦略>

エネルギーソリューション提供による削減
ステージ1:ファミリー層を中心に、電気とガスのセット販売を拡大。
ステージ2:電源の非化石化・グリーン化を進めるとともに、お客さまへ、ハイブリッド給湯器や、太陽光発電、蓄電池、EV充電器等のエネルギーソリューション機器を普及拡大し、スマートハウス化を推進することで各家庭におけるエネルギーの最適利用を実現。
ステージ3:スマートハウス化された各家庭を、広く、コミュニティー単位で配電ネットワークで繋ぎ、メタバース(仮想空間)の仮想発電所においてAIのディープラーニングのアルゴリズムがエネルギーソリューション機器を制御することにより、地域全体のエネルギー利用の最適化を進め、スマートシティを実現。

新技術の導入による削減
環境技術に特化したベンチャーへの出資・提携、ガス機器メーカー等との協業を進め、新たな技術の導入を図ります。蓄電池分野での協業を目的にパワーエックス社と資本業務提携を締結し、エネルギーソリューションの提供に向けた取り組みを加速させます。そのほか、再エネ(自然エネルギー)、CCUS(CO2回収・利用・貯蔵)、水素エネルギー、アンモニア、カーボンフリー・メタン、DME(ジメチルエーテル)等、商用利用に向けて技術開発が進む新領域について、実用可能性を見極めながらそれらの新技術の導入・実証を進めます。

当社のESG・SDGsに関する具体的な取り組みは当社ホームページの「2021-2022年統合報告書」(URL:<https://www.nichigas.co.jp/ir/library/integrated-report>)、「説明会動画」(URL:<https://www.nichigas.co.jp/ir/library/meeting>)に掲載しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

ディスクロージャーポリシーにおいて、ステークホルダーの皆さまに対する情報提供に係る方針について定めております。

当社は、ステークホルダーに向けた適時適切な情報開示が健全な資本市場形成の根幹をなすものであることを十分認識し、金融商品取引法等の関係法令および東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、適時適切かつ公平に開示することを基本方針としております。

会社情報の適時開示に関する社内体制につきましては、下記「-2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」をご覧ください。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 業務運営の基本方針

当社は経営戦略・経営計画の実現にあたり、内部統制の整備・運用を実施しております。

代表取締役社長執行役員を委員長とする内部統制システム委員会を設置し、その下部組織としてグループリスク管理委員会(委員長:コーポレート本部長)、グループコンプライアンス委員会(委員長:同)、情報開示委員会(委員長:同)および内部統制ワーキンググループ(統括責任者:法務部長)を編制の上、内部統制システムの整備および運用を実施することにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制を確立しております。

財務報告に係る内部統制は内部統制ワーキンググループが所管し、評価委員を選定し、全社的な統制や各業務プロセスの整備・運用を評価しております。グループ会社においてもそれぞれ評価委員を選定し、各業務プロセスの整備・運用に関する進捗状況の報告やモニタリングの実施状況、評価結果の改善等について協議しております。

弁護士等、その他第三者の状況については7つの法律事務所と連携しております。法律上の判断を要する場合は法律事務所に問い合わせを行い、コンプライアンス経営に資する法律面のコントロール機能が働く仕組みを構築しております。

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・当社は監査役会設置会社を採用し、監査役による適法性監査をコンプライアンス経営の基礎とした上で、社外取締役によるモニタリング機能やアドバイザリー機能の強化、執行役員制度を採用した業務執行上の責任の明確化と権限委譲を行っております。積極的かつ機動的な業務執行体制を構築することで経営の健全性・透明性の確保を前提とする適正な効率性追求を行う体制を整備しております。

・役員および従業員等を対象とするコンプライアンスプログラムとして、日本瓦斯グループ役員行動規範を制定しております。公正かつ適正な経営を実現し、企業に与えられた社会的責任を果たしていくための体制を確保しております。

・反社会的勢力への対応に関し、当社グループは日本瓦斯グループ役員行動規範において「社会の秩序や安全に悪影響を及ぼすような反社会的勢力やその組織に対して、毅然たる態度で臨み、これらへの関与を明確に拒絶・排除する」という方針を定めております。

・財務報告に係る内部統制は外部専門家と連携しながら会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等との整合性を確保するための必要かつ十分な体制を構築しております。

・コンプライアンス推進体制の強化のため内部通報制度「グループ・ヘルプライン(社内窓口・社外窓口)」を設置しております。情報提供者からの通報内容を守秘し、当該情報提供者のプライバシーを保護し、不利益な扱いをしないことを徹底。コンプライアンス違反に関するリスクの早期発見、回避、極小化および再発防止を行う体制を整備することでコンプライアンス推進体制の実効性を高めております。常勤監査役を窓口とする監査役ヘルプラインも設置し、コンプライアンス経営を強化しております。

内部通報に関する基本方針については、「ガイドライン」第12条(ステークホルダーとの関係)をご覧ください。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役会その他の重要な会議における意思決定に関する情報、代表取締役の決裁等、職務執行上の重要な決裁に関する情報、財務情報、コンプライアンスリスクに関する情報(電磁的情報を含みます)等は社内規程に基づいて適切に記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備しております。

・リスクマネジメントの観点で情報セキュリティ対策を総体的に推進するため日本瓦斯グループ情報セキュリティ基本方針を制定し、情報セキュリティに関わる、情報セキュリティ対策チーム(統括責任者:エネルギー事業本部長、対策責任者:法務部長、情報通信技術部長)を設置し、当社グループの情報セキュリティ体制を整備しております。

・個人情報の適法かつ適正な取り扱いを推進するため、当社グループの各社が個人情報保護方針および社内規程を制定し、適切かつ安全に個人情報取得・保存・管理等を実施する体制を整備しております。

・コーポレート本部長を委員長とする情報開示委員会を設置し、会社の重要な情報の開示に関連するディスクロージャーポリシー、社内規程(情報開示規程)を制定し、法令等および証券取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備しております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・様々な損失の危険に対して危険の大小や発生可能性に応じて事前に適切な対応策を準備することで損失の危険を最小限にすべく組織的に対応しております。当社グループのリスクを横断的に認識し、リスク分類毎に各業務の所管部門が把握・評価しております。またこれらについて定性・定量それぞれの面から、適切な対応を行うためグループリスク管理委員会を設置し、グループリスク管理規程に基づき、総合的なリスク管理を実施しております。グループリスク管理委員会は当社グループのリスク量やリスク管理の状況等について、必要に応じて、経営会議、取締役会に報告しております。リスク管理の有効性に関して、検証・評価し、不断の見直しを行っております。

・平時からグループリスク管理委員会にて当社グループにおけるリスクを評価し、必要かつ十分な対応方針を策定しております。統制すべきリスクについては役員および従業員等の教育を徹底し、そのリスクの軽減等に取り組む体制を整備しております。

・大規模災害や新型コロナウイルス感染症の流行等の当社グループに著しい損害を及ぼす事態の発生や有事を想定し、事業の中断を最小限にとどめ、ライフライン事業の実績から培ったノウハウ等を活かした社会インフラ機能を維持するため、事業継続マネジメント(BCM)体制の整備に努めております。大震災等に備えて災害対策マニュアルを整備しております。

・自然災害、事故、感染症等の流行、犯罪、情報システムへの不正なアクセスその他当社グループ運営上の緊急事態が発生した場合、速やかに被害状況を報告する対応体制を構築するとともに対策本部を設置し、必要な対応を実施する体制を整備しております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会を毎月開催し、重要事項の意思決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行っております。職務の執行を効率的に行うため、営業本部、エネルギー事業本部およびコーポレート本部の各副本部長以上の執行役員によって構成される経営会議を毎月1回以上開催しております。常勤取締役、常勤監査役、各支店長・各部門長および子会社各社の社長が出席するグループ執行役員会議を毎月開催し、業務執行に関わる基本的事項および重要事項に係る各種報告等を機動的に行う体制を整備しております。業務運営は将来の事業環境を踏まえ経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定のうえ、各部門においてその目標達成に向けた具体策の立案と実行に努めております。

・業務合理化・簡素化、組織のスリム化およびITの適切な利用を通じ、業務の効率化を推進しております。

・役員と従業員等との適切な情報伝達と意思疎通を推進するため、毎月1回以上、各部門長等の責任者が出席する会議体で情報共有し、従業員等に向けた経営の方針等が速やかに伝達できる体制の構築に努めております。

各会議体の概要は上記「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)をご参照ください。

6. 当社およびその子会社から成る企業集団(「当社グループ」)における業務の適正を確保するための体制

・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

：当社は子会社管理に関し、日本瓦斯グループ会社管理規程を整備しております。重要事項は子会社から当社への報告・承認を求めるとともに定期的に協議を行い、経営管理情報・危機管理情報等を共有しております。企業集団の業務の適正を確保に向け子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制ならびに取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合する体制を確保しております。

：非常事態発生時は子会社を含む連携体制で当社に迅速に情報が共有される等の当社グループ報告体制を構築しております。

：当社の内部監査を担う監査室は子会社への監査を実施するとともに法務部による内部統制活動のレビューを受けております。

：当社グループ全体で円滑に情報を共有し、グループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

：当社は、当社グループの損失の危険の管理について定めるグループリスク管理規程を整備し、当社グループのリスクを概括的に管理する体制を構築しております。

・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

：子会社は、当社に対し、中期経営計画および年度事業計画を提出し、当社は、連結ベースで子会社の業績管理を行っております。

：当社の基幹業務システム「雲の宇宙船」およびグループウェアを子会社に導入し、当社グループ共通のシステムを整備し、当社グループ内の情報共有を図っております。

：当社グループ内での管理業務の集約化と合理化を図り、適正な人材の配置を進め、円滑な業務の遂行体制の整備に努めております。

7. 監査役を補助すべき使用人とその独立性に関する事項

・監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、その専属・兼務の別、人数・地位等について適切に決定し、当該使用人の人事異動および人事評価については監査役会の同意を得るものとし、独立性および指示の実効性の確保に努めております。

8. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役および使用人が監査役に報告するための体制

：会社に著しい損害を及ぼす事実があることまたは法令、定款に違反しているおそれがあることを発見したときは、直ちに監査役に報告する体制を構築しております。

：内部通報窓口であるグループ・ヘルプライン(監査役窓口)を設置し、内部通報制度の経営陣からの独立性と透明性の確保を図っております。

・子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が親会社の監査役に報告をするための体制

：子会社の役員および従業員等は、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、当社の監査役に報告する体制を構築しております。また、子会社の役員および従業員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。加えて、当社グループの内部監査部門は、当社の監査役に対し、子会社の内部監査結果を報告する体制を構築しております。

・監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

：当社は、監査役へ報告を行った役員および従業員等が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けない旨の社内規程を整備しております。

・監査役を補助する使用人の費用または債務の処理に係る方針に関する事項

：監査費用向けの予算を確保しております。

9. 財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制

・財務報告の信頼性および適正性の確保を経営の重要な責務として位置付けております。代表取締役が主導し、当社グループをあげた適正な内部統制システムの整備を基本方針としております。

・財務報告の信頼性および適正性の確保にあたり、法務部および経財部において内部統制システムの整備・運用状況の検証を行っております。監査室において内部監査および取締役会ならびに監査役会への適切な報告を行うことにより、取締役会および監査役会が継続的にこれをモニタリングできる体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

・反社会的勢力への対応に関し、日本瓦斯グループ役員行動規範において「社会の秩序や安全に悪影響を及ぼすような反社会的勢力やその組織に対して、毅然たる態度で臨み、これらへの関与を明確に拒絶・排除する」方針を定めております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および関連する団体とは一切の関係を持たず、それらからの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない方針を堅持しております。反社会的勢力および関連する団体から不当な要求を受けた場合、統括管理部門である法務部の主導のもと警察・法律事務所等と密に連携、適正に対応するよう努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

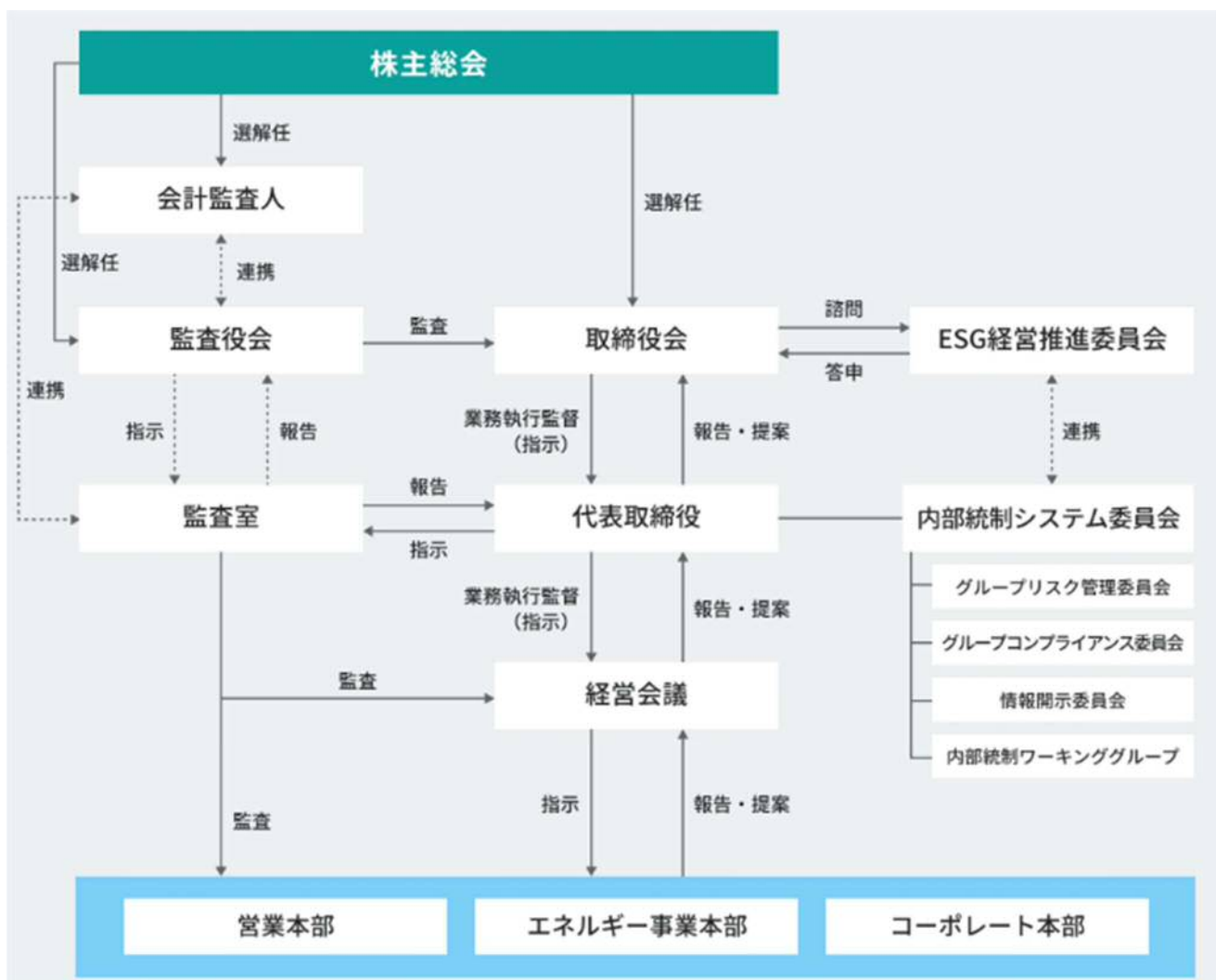
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

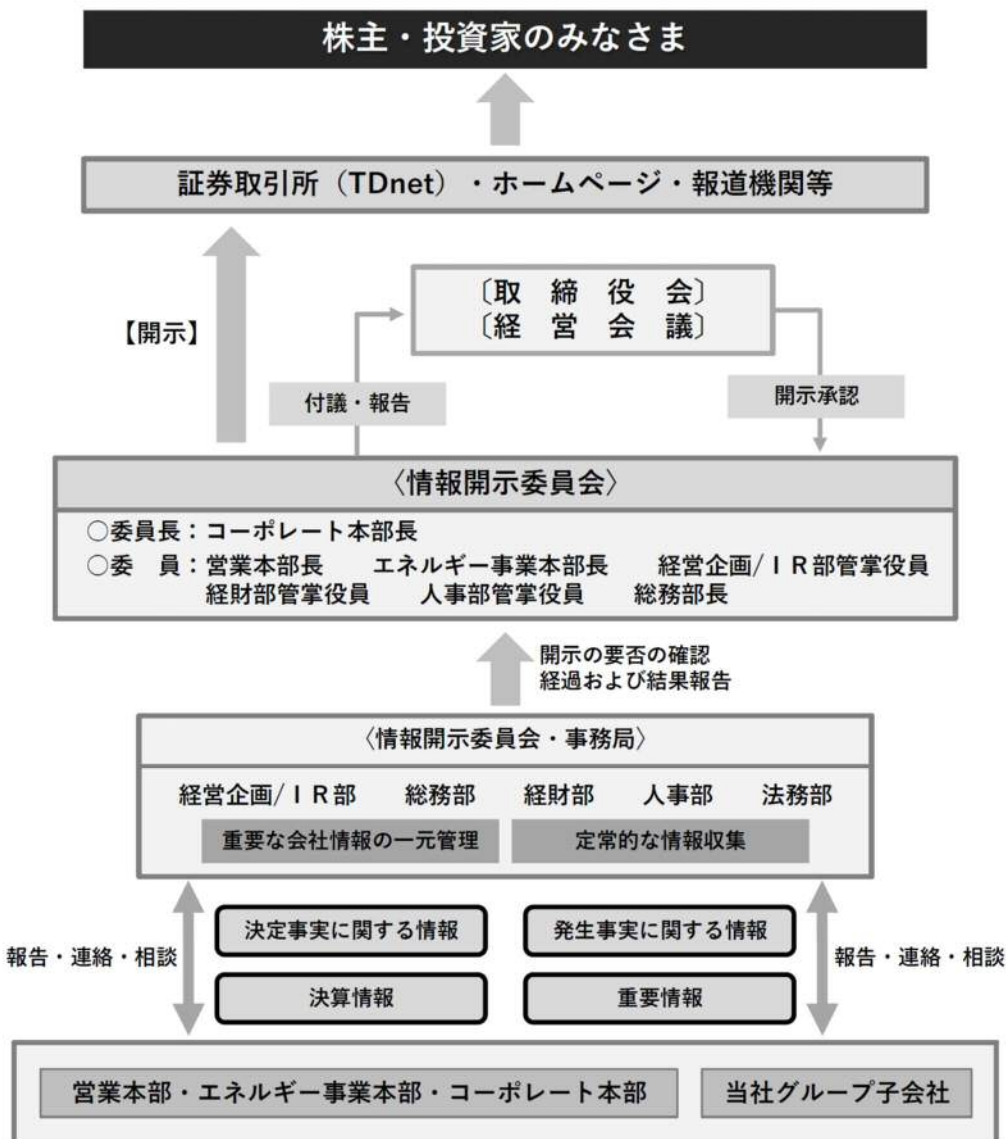
当社は2017年6月28日第63回定時株主総会にて企業価値向上プラン(買収防衛策)を廃止いたしました。本プラン廃止後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対し、大規模買付行為の是非を株主の皆さまが適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、合わせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な処置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

■ 当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の通りです。



■ 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下の通りです。



1. 会社情報の適時開示に関する基本方針

ステークホルダーに向けた適時適切かつ公平な情報開示が健全な資本市場形成の根幹をなすものであることを十分認識し、金融商品取引法等の関係法令および東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき適時適切かつ公平に開示することを基本方針としております。適時開示の対象のうちインサイダー取引規制上の重要情報の取扱いについては内部者取引規制における重要事実を管理する社内規程（内部者取引管理規程）を定め、日本瓦斯グループ役職員行動規範においてインサイダー情報の管理等に関する遵守事項を明確にしております。

2. 会社情報の適時開示に関する社内体制

情報開示委員会（委員長：コーポレート本部長）を設置し、重要情報の判定、開示の要否、その開示の手段を決定しております。適時開示情報のうち、財務・経理に係る情報はコーポレート本部長が、それ以外の情報は管掌等に応じて情報開示委員が具体的な公表内容の起案および開示を担当しております。

東京証券取引所の適時開示情報伝達システム（TDnet）に登録・開示する手続きを速やかに行っており、登録後は当社ホームページにも掲載しております。

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報については社内規程（職務権限規程・情報開示規程）に従い、取締役会または経営会議の決議後に開示いたします。緊急の場合は代表取締役社長執行役員承認を得て、開示いたします。

(2) 発生事実に関する情報

当社の運営、業務または財産に関する重要な事項で、有価証券に関する株主・投資家の皆さまの判断に重要な影響を及ぼす事項が発生した場合、情報開示委員会委員長（コーポレート本部長）は、代表取締役社長執行役員承認を得て積極的に開示いたします。

(3) 決算等の開示情報

決算等の開示情報は担当部門である経財部が作成し、取締役会の決議後に開示いたします。加えて経営企画/IR 部にて決算情報に関する補足資料を準備し、株主・投資家の皆さまとのコミュニケーションの活性化を図ります。

コーポレートガバナンス・ガイドライン

2023年6月27日

日本瓦斯株式会社

第1章総則

(目的)

第1条 本ガイドラインは日本瓦斯グループ（「当社グループ」）が経営理念に基づき、持続的な成長を維持し、中長期的な企業価値向上を実現させるためのコーポレート・ガバナンスに対する枠組みと運営方針を明らかにすることを目的とする。

(経営理念)

第2条 当社グループの経営理念は次のとおり。

【地域社会に対する貢献】

環境負荷の少ないエネルギーを地域社会に最適な供給方法により安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客さまのより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献する。また、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考える。

【企業の持続的成長を目指す】

地域社会に貢献し、お客さまを増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の長期的な向上に努める。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努める。

【人的資源の尊重】

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけており、お客さまに密着したきめ細かいサービスを行うため社員の能力を最大限に発揮できるような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素である。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指す。

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

第3条 当社グループは、前条の経営理念に基づき、持続的な企業価値向上を図ることが、株主・投資家、お客さま、取引先、従業員、地域社会等（「ステークホルダー」）との信頼関係を築き、期待に応えるものと考え、係る経営理念に基づき、ステークホルダーと双方向のコミュニケーションを心掛け、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、有効なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努め、業務の適正性を確保する。また、中長期的な企業価値の向上を目指し、株主・投資家との建設的な対話を行うことが重要であると考え、対話を通じて、経営理念に対する理解を得るとともに、株主・投資家の立場を理解し、適切な対応に努める。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第4条 当社は、株主総会を最高意思決定機関と位置付け、株主の十分な権利行使期間を確保し、株主が適切に議決権を行使できる環境を整備する。また、株主総会が株主との建設的な対話の場であると考え、可能な限り、いわゆる集中日を避け、アクセスの良い場所で株主総会を開催する。なお、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。また、参考書類等の資料については、当社ホームページで開示し、当日、出席できない株主の議決権行使については、議決権行使書の郵送やインターネットによる方法を採用する。

2 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する株主が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使を

あらかじめ希望する場合の取扱いについて信託銀行等と協議を行う。なお、現在のところ株主総会において、実質的な株主の指示にしたがった議決権の不統一行使が可能となっている。

- 3 当社は、当社株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームを導入し、招集通知（参考書類等）の英語版をホームページ上で開示する。
- 4 当社は、相当数の反対票が投じられた議案について、株主総会終了後の取締役会において、議決権行使助言会社の方針等を参照し、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析と対応について検討する。

（株主の平等性の確保）

- 第5条 当社は、機関投資家向けの決算説明会と事業説明会をそれぞれ、原則年 4 回、原則年 2 回開催する。事業説明会についてはその動画を当社ホームページに掲載し、少数株主も閲覧できるようにする。また、会社法上、少数株主に認められる諸権利については、「株式取扱規則」で権利行使の方法を定める等、その権利行使を円滑に行えるよう十分に配慮する。
- 2 当社は、全ての株主に対して、実質的な平等性を確保し、株主の権利の確保および適切な権利行使に資するため、法律上で開示が課される書類に限らず、適宜、当社ホームページ、統合報告書等を通じて、英語版も含め、必要な情報開示を行う。

（資本政策）

- 第6条 当社は、資本政策を株主資本のパフォーマンスを最大限高める最適な資本調達を行うことと捉え、自社の事業ステージを踏まえて資本調達を行う。また、事業から生み出すキャッシュを中長期の企業価値向上に向けた投資に振り分けるとともに、株主還元を強化することで株主資本のパフォーマンスを高める。
資本政策については、個別の IR 面談、決算説明会、事業説明会および統合報告書等を通して説明を行う。

（政策保有株式）

- 第7条 当社は、原則として政策保有株式に関しては保有しない方針とする。当社グループの中長期的な戦略に一致する場合、戦略的保有目的の株式として保有する。

（株主の権利保護）

- 第8条 当社は、支配権の変更や大規模な希釈化を伴う資本政策を行う場合、不当に既存株主の利益を害することのないよう、社外取締役を含む取締役会でその必要性・合理性を協議し、さらに社外監査役を含む各監査役の意見を聴取した上で決議する。また、その資本政策が当社の企業価値向上に資するものであることについて、株主に十分な説明を行うものとする。

第 3 章 ステークホルダーとの関係

（行動規範）

- 第9条 当社は、経営理念の実現のため、当社グループのステークホルダーに対する「日本瓦斯グループ役職員行動規範」を定めている。ステークホルダーの権利と利益を尊重する当社グループの企業風土の醸成に向け、役員および従業員のひとりひとりが、法令や社会的規範を遵守し、健全な事業活動を行うことが重要であると認識する。このような経営姿勢こそが、明るい職場と健全な取引関係を築き、当社グループの事業活動を通じて社会の発展に貢献し、また、社会から高い信頼と評価を得ることに繋がると考える。

(関連当事者間の取引)

- 第10条 役員、主要株主その他の関連当事者との間で取引を行う場合、会社法等の関係法令および取締役会規則等の社内規則に従い、必要に応じて取締役会の承認を得るものとし、取締役会の承認にあたっては、一般的な取引条件と同等であるか等、取引内容の妥当性や経済合理性について確認する。
- 2 取締役会の承認を受けた取引が実行された際には、会社法等の関係法令および取締役会規則等の社内規則に従い、その内容について取締役会で報告することとし、会社や株主共同の利益を害する懸念を惹起することのないよう監視できる体制を構築している。

(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

- 第11条 当社は企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーには該当していない。

(ステークホルダーとの関係)

- 第12条 当社グループは、ステークホルダーとの良好な関係が会社の持続的成長にとって重要であると考え、これを経営理念で規定している。
- 2 当社グループは、多様な人材の活用が会社成長の大きな原動力になると考えている。
- 3 当社グループは、「グループ・ヘルプライン規程」を制定し、内部通報制度「グループ・ヘルプライン（社内窓口：監査室、社外窓口：弁護士事務所、監査役窓口：常勤監査役）」を設置する。また、当社グループの役員および従業員等の通報者のプライバシーに最大限配慮し、通報の内容を守秘し、通報者に対する解雇その他一切の不利益な取扱いを禁止する旨を明示的に社内規則に定め、リスクの早期発見、回避、極小化および再発防止を行う体制を整備のうえ、コンプライアンス経営の推進体制の実効性を高める。

第4章 情報開示

(情報開示)

- 第13条 当社は、会社経営に関する重要な財務・非財務情報を可能な限り開示することがステークホルダーの適切な理解を得るのに必要であると考え、会社法、金融商品取引法等、関係法令および東京証券取引所が定める規則に基づく開示を適時適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的かつ積極的に取り組み、また、提供する情報が、正確で全てのステークホルダーにとって明確かつ、有用性が高いものとなるよう努める。

第5章 コーポレート・ガバナンス体制

(機関設計)

- 第14条 当社は、経営の客観性と透明性を高め、経営理念の実践によってステークホルダーの満足を実現し、永続的に企業価値を向上させることが企業経営の重要課題と位置付けている。
- 2 当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を採用し、ステークホルダーにとって透明性の高いガバナンス体制を維持し、かつ、向上するため、複数の社外取締役を含む取締役会が、複数の社外監査役を含む監査役会と緊密に連携し、監査役機能を有効に活用しながら重要案件の最終意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能の強化を図るものとする。

- 3 当社は、取締役会の他、決議した内容を実現するための業務執行の権限を委譲した「経営会議」を設置する。加えて、取締役会の機能の独立性・客観性・公正性と説明責任を強化し、取締役会の実効性を確保するための任意の諮問委員会として「ESG 経営推進委員会」を設置する。これらの体制により、当社は「攻めの経営」と「守りの経営」を進化させ、グループが一丸となって事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、持続的な企業価値の向上を実現する。

（取締役会の役割・責務）

- 第15条 当社の取締役会は、社内取締役および独立社外取締役より構成し、迅速かつ適正な意思決定および監督を継続的に遂行していく適切な体制規模とする。
- 2 取締役会は、「取締役会規則」において取締役会に付議すべき事項を定め、当該事項に関して審議および決議する。また、当社は、「経営会議規程」および「職務権限規程」等に則り、経営会議や責任部署への権限委譲を進め、業務執行に関する意思決定の迅速化を図っている。取締役会は、効率的な業務執行に向け、業務全体の実効性を監督する。
 - 3 取締役会は、経営理念に基づいた経営戦略や経営計画等の大きな方向性を示し、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境を整える。
 - 4 取締役会は、事業環境の変化に応じた進行事業年度の経営計画を策定し、当該計画に対して達成度を確認し、未達成な場合その原因と対策を決算資料等で開示し、次期事業年度の経営戦略および経営計画に反映させる。
 - 5 内部統制については、内部統制システム委員会を設置し、その下部組織としてグループコンプライアンス委員会、グループリスク管理委員会、情報開示委員会、および内部統制ワーキンググループを編制のうえ、内部統制システムの整備および運用を進め、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っている。また、財務報告に係る内部統制は内部統制ワーキンググループが所管し、全社的な統制、各業務プロセスの整備運用評価をする委員を選定し、また、連結子会社各社にもそれぞれ評価委員を選定のうえ、整備・運用の評価に関する進捗状況の報告やモニタリングの実施状況、評価結果の改善等について協議して運営している。当社は、取締役会で会社法上の内部統制システムの運用状況の評価と内部統制システム基本方針に基づく整備事項の見直しを行う。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告書を取締役に付議して内部統制が有効であることを確認する。
 - 6 取締役会は ESG 経営推進委員会において審議された当社のサステナビリティに関する最終的な取組み方針を策定のうえ、当該方針に基づき業務が執行されるよう監督を行う。
 - 7 取締役会は、前各項を実行するために、知識、経験、能力をバランス良く兼ね備え、多様性と適正規模を両立させる体制で構成する。

（取締役会の運営）

- 第16条 取締役会の運営は取締役会規則に定める。
- 2 取締役会において、議長は、社外取締役または社外監査役からの問題提起や質問に対して、自由闊達で建設的な意見交換と議論ができるよう進行する。
 - 3 取締役会事務局は、会議資料を電子メールで事前に配信し、また、会議資料以外にも、社外取締役または社外監査役から要請があった場合、その他必要に応じて情報を提供する。
 - 4 取締役会の日程は、各取締役および各監査役の了承のもと、年間計画で定める。

（監査役・監査役会の役割）

- 第17条 監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的な企業価値の向上のために、独立の機関として取締役の職務執行の監査を行う。
- 2 監査役は、公正な意思決定を担保するため、取締役会に出席のうえ、議案の内容を検討し、審議に有用な助言を行う。また、監査役は社外取締役による情報収集に資するため、取締役会その他の機会を通じて社外取締役に対する情報提供および意見交換を行う。

- 3 監査役は、監査機能の拡充のための取り組みとして、次の施策を実施する。
 - (1) 監査室、会計監査人との連携および三様監査会議の開催による情報交換等の実施。
 - (2) 常勤監査役は、監査役会で決定された監査方針および監査計画に基づき、経営会議、内部統制システム委員会等の重要な会議への出席と意見の提起、当社事業所への往査、代表取締役との意見交換、執行役員、部門長等からの意見聴取、重要な決裁書類の閲覧等、様々な方法で当社の業務執行の適法性を監査する。
- 4 監査役会は、社外監査役を含む全ての監査役で組織し、監査報告を作成する他、監査の方針、会社の業務および財務の状況の調査方法、その他監査役の職務執行に関する事項等、法令または定款等に基づく諸事項を決定する。
- 5 監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有する者を1名以上選任する。
- 6 監査役会は、監査室、各部署の部門長らと連携を図り、監査を実施するとともに、会計監査人とも連携のうえ、定期的に協議を行うよう努める。

(取締役および監査役の責務)

第18条 取締役および監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーと様々な場面で対話し、企業価値の向上が株主共同の利益に資するものとなるという共通の認識のもとで行動する。

(独立社外取締役の役割・責務)

第19条 当社の独立社外取締役は、各自の専門的な知識および経験に基づき、取締役会に上程された経営方針や経営改善、投資や人事（経営幹部の選解任）、利益相反取引の承認に係る議案等について、審議に参加し、自らの知見に基づき意見を述べ、採決に臨むことで、取締役会の重要な意思決定等について監督を行う。また、独立社外取締役は、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督するとともに、少数株主等に係る議案等については、経営陣から独立した立場で意見を述べる。

(会計監査人)

- 第20条 監査役会は、「監査役会規程」において会計監査人の選定・評価基準を策定し、社外監査役の意見も踏まえて、会計監査人の独立性、専門性について確認する。
- 2 監査役会は、監査日程や監査体制の確保に務め、会計監査人の適正な監査を確保する。
 - 3 会計監査人、監査役会および監査室は、定期的（基本的に四半期毎）に三様監査会議を開催する。また、会計監査人の求めに応じて、適宜面談を実施する。
 - 4 会計監査人が不正・不備等を発見した場合は、監査役会に報告し、その問題の軽重に応じて、監査役会や弁護士の意見を求め、必要に応じて速やかに開示する体制を確立する。

(取締役等の選解任の方針・手続、取締役・監査役候補の指名)

- 第21条 取締役および執行役員（「取締役等」）ならびに監査役候補者の指名は、性別、年齢および国籍の区別なく、それぞれの人格、見識および知見等を十分に考慮のうえ、その職務と責任を全うできる適任者を指名する。なお、執行役員は、全て委任型執行役員とする。
- 2 取締役、執行役員候補者の指名および解任は、取締役会の諮問機関である ESG 経営推進委員会において策定する基準に則った討議を経て本委員会が取締役に提案し、取締役会で審議のうえ、承認する。また、監査役候補者の指名および監査役の解任は、取締役会の諮問機関である ESG 経営推進委員会において策定する基準に則った討議を経て本委員会が監査役に提案し、監査役会の同意を得た上で取締役会において提案理由を説明し、取締役会で審議のうえ、承認する。取締役会において承認した取締役・監査役候補者の選任案および取締役・監査役の解任案は、株主総会に付議する。
 - 3 当社の社外役員の独立性の判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠する。
 - 4 取締役には複数の独立社外取締役を選任する。

- 5 個々の取締役および監査役の略歴等、社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知の参考書類および統合報告書等で開示する。株主総会招集通知の参考書類については、当社ホームページの「IRニュース」内に掲載する。

(取締役等の報酬決定の方針・手続)

第22条 取締役等の報酬は、当社の社内基準において月額報酬の一部に業績連動部分を設けている。取締役等の個別の報酬は、経営に関し高い見識を有する独立外部評価者の評価に基づき、ESG 経営推進委員会の承認を得た上で、取締役会からの委任を受けた代表取締役社長執行役員および人事部管掌役員が決定する。また、当社ではBIP信託制度を導入し、報酬の一定割合を自社株報酬とすることで、取締役等は、株主と中長期的に利益を共有するものとする。

第6章 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

(兼任の状況)

第23条 取締役および監査役ならびにそれらの候補者の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書で開示する。

(取締役会の実効性の評価)

第24条 当社は、毎期各取締役が自己の職務執行状況等について自己評価を行い、その評価に基づき、各取締役は独立した第三者たる有識者（独立外部評価者）と面談のうえ、評価を受けるものとする。また、取締役会は、第三者の関与を得た上で、社内外の取締役および監査役から取締役会の実効性について、1)取締役会の構成と運用、2)戦略と実行、3)リスクと危機管理、4)企業倫理、5)株主との対話等の項目について、評価を受けるものとする。その上で、取締役会は、毎年、上記の各取締役の自己評価に基づいた第三者たる有識者（独立外部評価者）の評価、および取締役会の実効性に対する評価を踏まえて、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

第7章 情報入手と支援体制

(取締役、監査役の社内情報へのアクセス)

第25条 取締役および監査役は、必要に応じて会社の情報を入手できるものとする。

- 2 社外取締役および社外監査役からの資料請求については、取締役会事務局および監査役会事務局が窓口として対応する。
- 3 当社は、業務上必要と認められる場合には、社外取締役や監査役または監査役会が会社の費用で外部の専門家の助言を得られる体制をとるものとする。

(取締役、監査役のトレーニング方針)

第26条 取締役は外部の研修等を活用し役員として必要な情報・知見を習得することとしており、当社はその費用を負担することでこれを支援する。また、当社は、取締役および監査役に対し顧問弁護士によるコンプライアンスに関する研修会を年1回以上実施する。さらに、将来的な経営者としての専門的な能力を向上させるべく、年に数名の取締役をより高度で専門的な研修機関に派遣する。また、社外取締役および社外監査役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、当社グループの事業・財務・組織等に関する状況を把握できるよう、各社外取締役および社外監査役に応じて継続的に情報提供する。監査役については、日本監査役協会に所属し、同協会が開催する諸研修に参加する。

第8章 株主との建設的な対話に関する方針

(株主との対話)

- 第27条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主総会の場以外における株主との建設的な対話も重要であると認識し、様々な対話の機会を設定する。株主との対話において、当社は、代表取締役をはじめ各役員が株主の声に耳を傾け、経営方針をわかりやすく明確に説明する等を基本方針とし、適切な対応に努める。
- 2 当社では、株主または投資家等からの面談申込みについては、専務執行役員コーポレート本部長を責任者として代表取締役社長執行役員を含めて各役員が積極的に対応する。また、当社では、コーポレート本部にIR専門部署を設置し、関係会社を含め、財務・事業・法務等に関するあらゆる支援を受けられる体制とする。なお、個別面談以外に、決算説明会を原則年4回、事業説明会を原則年2回開催し、その模様は当社のホームページの「IRニュース」で開示することに加え、不定期に投資家を招いてIRイベントを開催している。さらに、IR活動を通じて得られた株主・投資家からの有用なご意見やご要望については、経営幹部や取締役会等に対し適切に報告のうえ、経営の改善に役立てるものとする。
- 3 これらの取り組みに際し、当社は、インサイダー取引規制等の観点から、株主との対話では未公表の重要事実を伝達しないものとする。

(経営戦略や経営計画の策定・公表)

- 第28条 当社グループは、エネルギー自由化やニーズの多様化、生活動態の変化等の世の中の変革を踏まえ、期待される資本コストを踏まえつつ当社の基本戦略を明確にする。基本戦略およびこれに基づく中長期収益計画は、統合報告書等において公表する。

第9章 制定および改廃

- 第29条 本ガイドラインの制定および改廃は、取締役会の決議による。

2016年1月27日 制定
2017年6月28日 改訂
2018年6月28日 改訂
2018年12月13日 改訂
2020年6月24日 改訂
2021年6月24日 改訂
2021年12月2日 改訂
2022年6月22日 改訂
2023年6月27日 最終改訂